



男女共同参画News

「一人ひとりが 支えあい 認め合い

2020.7 No.49

発行：鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

笑顔あふれるまち かのや」をめざして

◇鹿児島県男女共同参画地域推進員について

鹿児島県では、県内各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、それぞれの地域の実情や特性を踏まえて、地域の中で県や市と協働して男女共同参画を推進していただく、「男女共同参画地域推進員」を委嘱しています。

鹿屋市では今年度、新たに1名が県知事からの委嘱を受け、現在3名の地域推進員が活動されています。

■児玉 美環子さん（平成24年2月～）

■早川 雅子さん（平成29年2月～）

■落司 ひとみさん（令和2年4月～）



〔活動内容〕○地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供

○県や市が行う男女共同参画施策の推進への協力

など、様々な活動をボランティアで行っています。

◇「鹿屋市男女共同参画審議会」の委員を募集

市の男女共同参画の推進を図るために、意見や助言をいただく審議会委員を募集します。募集内容は次のとおりです。

○募集人員 3名

○応募資格 20才以上で、鹿屋市内に居住または勤務している人

○任期 令和2年10月1日～令和4年9月30日（審議会は、年に2回程度）

○応募方法 応募用紙を記入し、FAX、メール、郵送又は直接持参

○応募締切 令和2年8月14日(金)

○応募先 市民課男女共同参画推進室（最終ページに記載）

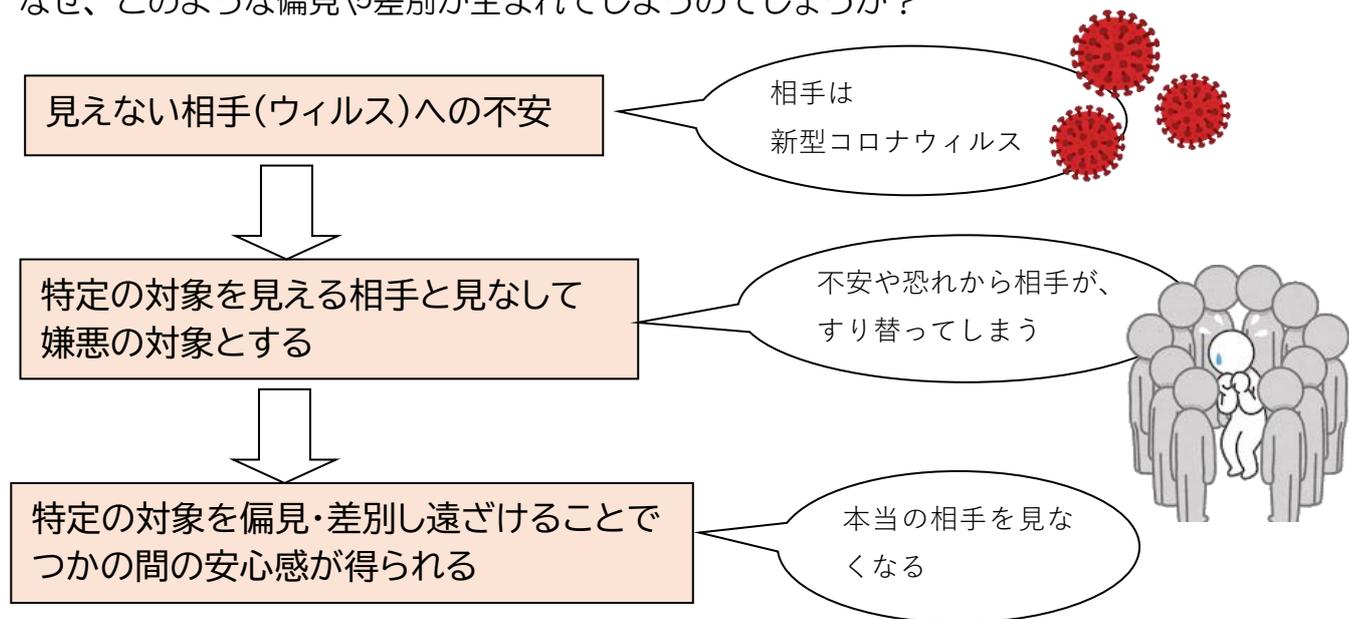
※応募用紙は、市役所市民課、各総合支所、各出張所等又は市ホームページにあります。

～新型コロナウイルス感染症に心で負けない行動を！～

今だからこそ、一人ひとりが、支え合い認め合う社会づくりに取り組みましょう！

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療関係者やその家族、その他関係者に対する、インターネット上における悪質な差別的書き込みや、偏見・差別を含む言動などが増加し、深刻化しています。

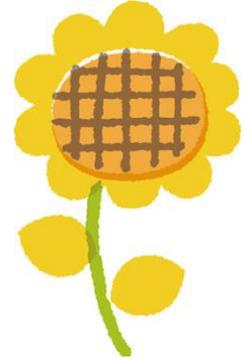
なぜ、このような偏見や差別が生まれてしまうのでしょうか？



今回の感染症の怖いところは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることです。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激し、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまいます。さらに、憶測によるデマや誤った情報おぼそくが拡散されており、事業所や関係の方々おぼそくの生活は、大きな影響を受けています。

人権を侵害し、仕事や暮らしを脅かす行為は決して許されるものではありません。
今、私たちに求められているのは、お互いを思いやり、こころをひとつ
に協力し合い、この難局を乗り越えることです。

今だからこそ、一人ひとりの人権を尊重する男女共同参画の視点で、
新型コロナウイルス感染症に心で負けない行動をとって過ごしましょう！



参考：日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラル
を断ち切るために～」 鹿児島県「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」

◇SNS 等による DV 相談窓口 (With you)

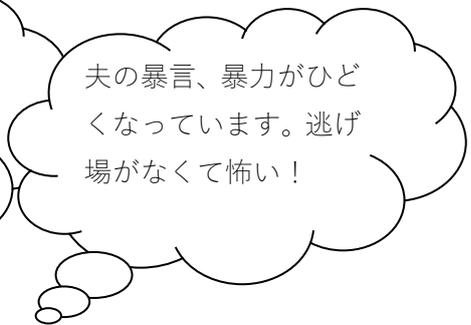
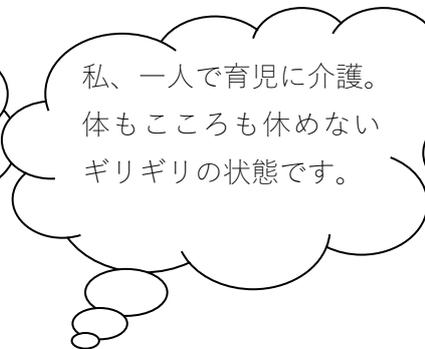
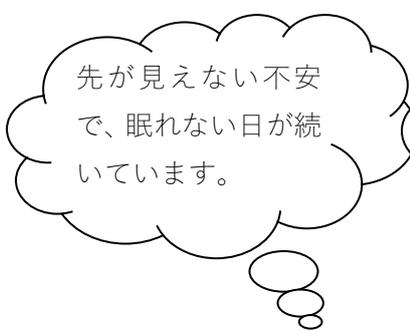
新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や休業に伴う生活不安やストレスなど
から、配偶者による暴力等の増加・深刻化が懸念されています。

そのため、鹿児島県では SNS を活用した DV 相談窓口を開設しています。

あなたの悩みや不安に寄り添い、一緒に考えます。

夫婦や家族関係、子育てなど、一人で悩まずご相談ください。

例えば・・・



鹿児島県 DV 相談
With you

期間限定

8月12日(水)まで

月・水・金・土 17:00～22:00

電話 099-286-3082



チャット

月・水・金・土
17:00～22:00

チャットはこちら

※スマートフォンからは右の
QRコードよりご利用ください



「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」をご存じですか？

鹿屋市配偶者暴力相談支援センターは、DVの被害者相談・支援機関として、相談から自立支援、法的措置等、DV被害者に対して総合的な支援を行なう機関です。

電話：0994(31)1171

- ◇一般相談（電話相談、来所相談）
月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）
※来所相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

- ◇専門相談 ※事前の予約が必要です
- ・法律相談 月1回 原則第4火曜日（弁護士）
 - ・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング（女性専門家が相談に応じます）
月1回 原則第3火曜日（臨床心理士）



◇女性人材リストへの登録者募集！

鹿屋市では、あらゆる分野への女性の参画を促進するために、女性人材リストを作成しています。このリストは、市の審議会等の委員や各種講演会の講師などの候補者選定等に活用されています。様々な分野で活躍されている多くの女性の登録をお待ちしています。自薦、他薦（本人の承諾必要）は問いません。

○対象者：20歳以上の女性 又は 20歳以上の女性で構成する団体で、次のいずれにも該当する方（又は団体）

- ・本市に居住又は通勤・通学する方や市内の団体
- ・各分野（教育・福祉・芸術・スポーツ等）において、専門的知識若しくは活動実績のある方や団体又は有資格者
- ・市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方

○登録方法：「女性人材リスト登録票」を市民課男女共同参画推進室へ提出。（E-mail、郵送、FAXでも可）

※登録票は、市ホームページからダウンロードできます。



鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
TEL：(0994) 43-2111（内線3171）
FAX：(0994) 31-1170
E-mail：danjyo@city.kanoya.lg.jp

